

### **(3) 2 (2) イ②の事業 (8千万円未満で目標未設定事業)**

廃止・整理する。

## **4. 事業精査の結果**

上記3の方針に従い、三事業による各事業（以下「雇用安定等事業」という。）について精査した結果、

① かつて勤労者福祉施設の整備等を行っていた雇用福祉事業は、失業の予防又は早期解消、労働市場の環境整備等雇用の安定に資するか、雇用の増につながるか等失業等給付の事業に資するかどうか検討したところ、必ずしもそのような目的を有していないものも相当程度あることから、事業類型としては廃止することが適当である。ただし、個別事業（事業内容等を見直したものも含む。）について、失業等給付の事業に資するものであり、かつ、効果的な事業であるものについては、雇用安定事業又は能力開発事業として実施することが適当である。

② 雇用安定事業及び能力開発事業については、成果に係る評価等により手法の適切性や積極的な事業の必要性を精査した結果、事業の廃止又は見直しを必要とするものや過剰予算となっているものもあり、徹底した整理合理化が必要である。

（参考）雇用安定事業及び能力開発事業のうち雇用安定等事業として廃止【15】（117億円）

※別紙1中×の内数

雇用安定事業及び能力開発事業のうち廃止・見直しが必要な事業【22】（666億円）